

京情審答申第111号  
平成27年8月6日

京都府知事 山田 啓二 様

京都府情報公開審査会  
会長 山本 克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する  
決定について（答申）

平成27年1月27日付け7道管第20号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年10月22日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「網野町橋中学校東側府道計画図面」（以下「請求対象文書」という。）を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成26年10月30日、実施機関は、請求対象文書を保有していないとして、本件請求に対して公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、公文書非公開決定通知書（不存在等）を異議申立人に送付した。
- 3 平成26年11月17日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成27年1月27日、実施機関は条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件申立てに対する決定について諮問した。

## 第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

請求対象文書の公開をしない理由は、「本件請求に係る図面は保有していない。」というものである。平成11年12月、当時の京都府峰山地方振興局農林課農林係から「京都府立総合資料館には、行政文書として主として府が事業主体となって実施した関係書類が保管されている。」との説明を受けている。また、平成7年には本件請求に添付した図面が実施機関によりコピーされており、当該図面が存在しない理由はない。

## 第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び職員が口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

実施機関が異議申立人に確認したところ、異議申立人がいう「網野町橘中学東側府道」は、京丹後市立橘中学校東側に位置する道路のことであった。

当該道路は、京丹後市が管理する市道（以下「本件市道」という。）であるが、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第3条の規定により、道路の種類は、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道に区分され、法第13条から第16条までの規定により、それぞれ管理者が定められている。

道路管理者は、自らが管理者である道路を管理するものであって、他の道路管理者が管理する道路を管理するものではない。本件市道は、京丹後市が道路管理者であるため、京丹後市が管理する道路を京都府が管理することはなく、当該道路の図面を京都府が保有する必要はないものである。

一方で、京都府が本件市道を建設したのであれば、建設時の図面等が存在することとなるが、実施機関において、京都府が本件市道を建設したという事実を確認することができなかった。

なお、当該図面が京都府立総合資料館（以下「資料館」という。）にあると具体的に説明をしたことはなく、京都府が事業主体となって実施した事業の関係書類は、資料館にあるという一般的な説明をしたものと思われる。

異議申立人は、異議申立書において「平成7年に見本の図面がコピーされている」と述べるが、当該図面が何の図面であるのか、作成者は誰であるのかについての説明が一切なく不明であり、このことについて意見を述べることができない。

以上のとおり、当該図面は、存在しない。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 請求対象文書について

異議申立人が本件請求、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、異議申立人が公開を求めている請求対象文書は、京丹後市立橘中学校東側に位置する京丹後市道の図面であると考えられる。

### 2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

- (1) 異議申立人は、平成11年12月1日、当時の京都府峰山地方振興局農林課農地係の職員から、資料館には行政文書として、主として京都府が事業主体となって実施した事業の関係書類が保管されているとの説明を

受けており、また、平成7年には見本の図面が実施機関によりコピーされており、文書が存在しない理由はないと主張するものと解される。

- (2) 実施機関に確認したところ、京丹後市立橋中学校東側に位置する道路は、京丹後市が管理する市道であり、京都府が事業主体となって建設した道路であるとの事実及び過去に府道から市道に変更されたという事実のいずれも認められなかった。

また、異議申立人のいう平成7年に入手した図面については、当該図面が何の図面であるのか、作成者は誰であるのかについての説明がなされないために不明であり、実施機関において、保有していたものであるとは認められなかった。

したがって、異議申立人が存在するはずであると主張する請求対象文書が存在するとは認められず、また、実施機関の説明を覆し、異議申立人の主張する請求対象文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

よって、請求対象文書については、不存在であると考えることが相当である。

### 3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 1 月 27 日	諮問書の受理
平成 27 年 2 月 10 日	実施機関の理由説明書の受理
平成 27 年 2 月 13 日	異議申立人の意見書の受理
平成 27 年 3 月 13 日	第 1 回審査会
平成 27 年 4 月 13 日	第 2 回審査会
平成 27 年 7 月 29 日	第 3 回審査会
平成 27 年 8 月 6 日	答 申